

時

政策形成訴訟が直面する障壁 ——「強権政治」と新たな「司法の危機」に

いかに立ち向かうか



弁護士
小野寺利孝

この11年間、肺ガン・中皮腫等アスベスト疾患に苦しむ800名を超える元建設従事者とその遺族たちによる、国と建材メーカーを被告とする「建設アスベスト訴訟」が、首都圏・関西・北海道・九州の各地裁・高裁で闘われてきた。

この訴訟は、被告らの法的責任を断罪する勝利判決を武器として、原告らだけでなく全ての建設アスベスト被害者たち(過去8000名を超え、将来も万単位での発症が予想される)の権利を救済する制度創設を目指して闘われている。

この典型的な「政策形成訴訟」にとって不可欠な原告勝訴判決は、この間、原告らは6件の地裁判決と四件の高裁判決で、国の規制権限不行使の違法を断罪する判決を得ている。

しかし、国は、この間、原告らの解決要求に背を向け、控訴・上告受理申立を重ねてきた。国敗訴判決のたびに、この冷酷かつ強権的な政治に対する世論の批判をも無視し、最高裁判決待ちの姿勢を変えようとしないうる。

かつて、公害・薬害訴訟や筆者も担った「じん肺訴訟」や「中国『残留孤児』訴訟」等の「政策

形成訴訟」では、国が一審の原告勝訴判決や和解勧告を真摯に受けとめ、世論の動向にも鋭敏に反応し、政治主導で全ての被害者救済を実現してきた時代があった。しかし、今日私たちは、異質な時代状況に直面している。

去る3月30日、この時代状況を反映したパネルディスカッションが開かれた。公害弁護団全国連絡会と日本環境会議等の主催で、テーマは、「責任逃れを続ける国に責任をとらせるために、いかにして国を追いつめるのか」という刺激的なものであった。

その趣旨は、困難な闘いを強いられている「よみがえれ有明訴訟」を支援しようとするものであった。

ここで報告された国と裁判所の「有明訴訟」への対応は、想像を絶するものがある。国は、いったん確定した国敗訴判決に従うことを今日まで拒絶し続けるだけでなく、これを無効とする訴訟をも画策してきた。国のこの暴挙に呼応する長崎地裁や福岡高裁による「忖度司法」と指摘される実態は、この間の原発関連訴訟等にもみられる「司法の危機」についての認識を新たにさせられる。

今日私たちが直面する「政治の暴挙と著しい劣化」と「新しい司法の危機」は、「政策形成訴訟」の担い手である原告団・弁護団・支援に対し、改めて「闘いの構え」を問いかけている。

この日、パネラーである学者・弁護士らによって、この危機を開く方策も含めて刺激的な討論が展開された。何よりも、「有明訴訟原告団」の正当な要求への強い支持とともに、困難な闘いへの「連帯」と新たな「協働」の創出の呼びかけに至ったことには、感動を覚えた。

この二つの訴訟とも、最高裁判決で勝訴するだけでは原告らの悲願は実現しないことは明らかである。まずは、勝訴判決を梃子として国をして全面解決のためのテーブルに就かせる以外にない。

しかし、そのためには、原告の全面解決要求を支持する「世論」と「政治」の力が不可欠である。実は、両訴訟の原告らの被害事実・重大な人権侵害事実について、未だ国民的な認識と社会的・政治的関心を惹起するに至っていない。そのことが原告勝訴判決を獲得しながら「強権政治」や「忖度司法」を許しているのではなかろうか。

この日のテーマに対するパネラーたちの共通の「解」は、「勝つまで闘う」という構えをより一層固め、大衆的な人権裁判で伝承されてきた「主戦場は法廷の外」という原則を踏まえた実践に「原」「弁」「支」が決意新たに徹することにあるというものであったと受け止めた。

(おのぞろ としたか)